

令和4年度 八戸市奨学生募集要項

八戸市教育委員会学校教育課

八戸市奨学金条例(昭和30年八戸市条例第12号)に基づく奨学生を、次のとおり募集します。

※ 各種大学校、大学院、通信教育、海外の学校は対象となりません。

1 応募資格

保護者が八戸市内に引き続き2年以上(本年6月末日まで途切れることなく)住所を有し、各奨学金のそれぞれの項目に全て該当する人

一般奨学金(貸与型)

- ① 経済的な理由により学資の支払が困難な人
- ② 学業成績が優秀で評定平均が3.0以上の人、ただし、高校予約採用は3.5以上の人
- ③ 次のいずれかに該当する人
 - ・ 学校教育法に定める大学、短大、高等専門学校(以下「高専」)又は高校に在学中の人
 - ・ 上記の学校に令和5年度から進学しようとする人
 - ・ 専修学校(専門課程に限る、1年課程を除く)に在学中の人(予約採用はありません)

第1種特別奨学金(償還免除型)

- ① 令和4年度において、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯又は所得税納付免除の世帯のいずれかに該当する人
- ② 学業成績が特に優秀で評定平均が4.5以上の人
- ③ 高校又は高専の3学年に在学し、学校教育法に定める大学(短大除く)に令和5年度から進学しようとする人

【第1種特別奨学金の償還免除条件】

- (1) 在学期間中、年2回状況報告書を提出すること。
- (2) 在学期間中、年1回市内の中学校で講話などの奉仕活動を行うこと。
 - ※ (1)及び(2)の条件をいずれも満たした場合は、償還免除となります。
 - ※ ただし、一度でも条件を満たさなかった場合は、卒業後1年据え置いてから20年以内で全額償還となります。

第2種特別奨学金(給付型)

- ① 経済的な理由により学資の支払が困難な人
- ② 学業成績が優秀で評定平均が4.0以上の人
- ③ 高専、高校又は中学校に在学し、学校教育法に定める大学、短大、高専又は高校に令和5年度から進学しようとする人

2 償還方法

- ① 貸与終了後、1年据え置いてから償還開始となります。
ただし、辞退や退学等により、奨学生の決定を取り消された場合は、償還方法の区分ごとに定められた時期から償還開始となります。
- ② 償還金は無利子で、償還期間は10年以内です。

3 申請期間 令和4年5月20日(金)から6月15日(水)まで 必着

窓口受付時間 土日・祝日を除く 8時15分から17時まで

郵送の場合のみ、最終日の消印有効

4 申請書類

提出先：八戸市教育委員会 学校教育課

① 奨学生採用申請書 (第1号様式)	申請理由は200字以上で、具体的に記入してください。	
② 奨学生推薦書 (第2号様式)	・ 在学校へ記入を依頼してください。 ・ 在学していない人は、前在学校へ記入を依頼してください。	
③ 成績証明書	・ 2学年以上の方は、在学校の証明書 ・ 1学年又は在学していない人は、前在学校の証明書	
④ 家庭状況書 (第3号様式)	家族が次の項目に該当する場合は、必要書類を添付してください。 書類の内容を確認した上で、選考にあたり所得から控除します。	
(a) 長期療養	対 象 者	本年6月末時点において6か月以上療養中、又は療養が必要と認められる人。ただし、6月末時点で療養を終えた人は対象となりません。
	必要書類	対象者の氏名が記された、経常的な支出金額を証明できる書類(領収書等)の写し、及び今後の療養見込期間が記されたもの
(b) 身体障がい	対 象 者	障がいのある人、又は本年6月末時点において6か月以上にわたり常に就床を要し複雑な介護を要する人
	必要書類	障がい者手帳の写し、又は医師等の証明書の写し
(c) 災 害	対 象 者	本年6月末から過去1年以内に震災、風水害、火災その他の災害の被害を受けたために、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯。ただし、被害を受けなかったと仮定したときの所得金額が、収入基準額を著しく超過する場合は対象となりません。
	必要書類	罹災証明書の写し、市税等の被災による減免を証する書類、保険金等支払証明書、借家の賃貸借契約書等、及び将来長期にわたって支出増又は収入減が見込まれる金額のうち、今後1年分の金額がわかる書類
(d) 盗 難	対 象 者	本年6月末から過去1年以内に被害を受けたために支出が増大し、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯。ただし、被害を受けなかったと仮定したときの所得金額が、収入基準額を著しく超過する場合は対象となりません。
	必要書類	盗難届の証明書(届出受理番号等)の写し、及び被害を受けた日常生活における必需品の購入・修理金額がわかる書類(領収書等)の写し
(e) 別 居	対 象 者	主たる生計維持者である父又は母が単身赴任等で別居している場合(父母が不仲等で自発的に別居している場合は対象外)
	必要書類	本年6月末から過去1年以内において、別居のために特別に支出した金額がわかる、対象者の氏名が記された書類(光熱・水道費及び家具・家事用品の領収書、借家の賃貸借契約書等)の写し
⑤ 連帯保証人承諾書兼同意書 (第4号様式)	連帯保証人 (1人目)	一般奨学金・第1種特別奨学金・第2種特別奨学金 共通 八戸市に住民登録がある父母、兄弟又はこれに代わる人で、償還の責任を負うことができる人
	連帯保証人 (2人目)	一般奨学金・第1種特別奨学金(第2種特別奨学金は不要) 八戸市に住民登録があり、本人及び連帯保証人とは別生計かつ別住所で独立して生計を営む人で、連帯保証人と共に償還の責任を負うことができる人。ただし、市内居住者で保証人になることができる人がいない場合に限り、市外居住者でも差し支えありません。
⑥ 課税証明書	令和4年度の市・県民税課税証明書 ・ 父及び母 ・ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって生計を維持する人 ・ 第1種特別奨学金申請者は、父母のほか、生計を同じくする18歳以上の全員	

(a) 課税証明書の提出を省略できる人 令和4年1月1日に八戸市に住民登録がある場合 ⇒ 課税資料閲覧取得同意書（第4号様式の2）に署名し、提出してください。	
(b) 課税証明書の提出が必要な人 (ア) 令和4年1月1日に八戸市に住民登録がない場合 ⇒ 住民登録のあった市町村が発行する課税証明書を提出してください。 (イ) 未申告や修正申告等により課税状況が確認できない場合 ⇒ 当課から該当者へ連絡しますので、指定期日までに課税証明書を提出してください。	
※ 八戸市の課税証明書について - 発行窓口：資産税課（市庁別館3階）、南郷事務所、各市民サービスセンター - 発行開始：6月中旬予定（資産税課へお問合せください） ただし、特別徴収（住民税が給与天引）の人は5月中旬予定 - 本人以外が申請する場合は、同一世帯でも委任状が必要です。 - 窓口へ行く人は、本人確認書類をお持ちください。（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）	
⑦ 一般奨学金申請者で、遺児の場合	本人の戸籍謄本（全部事項証明書） ：3か月以内に発行されたもの
次のいずれかに該当する人（離婚・未婚により父又は母がいない場合は対象外） - 父もしくは母又はいずれもが死亡した生徒・学生 - 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている生徒・学生 - 父又は母の生死が引き続き3か月以上明らかでない生徒・学生 - 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている生徒・学生 - 父又は母が引き続き1年以上行方不明である生徒・学生	
⑧ 第1種特別奨学金申請者で、生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書の写し

併願について

- 一般奨学金の予約採用、第1種特別奨学金及び第2種特別奨学金を同時に申請できますが、全て選考を通過した場合であっても、採用となるのはいずれか一つです。

例：現在高校3学年で、高校在学及び大学予約（一般奨学金、第1種特別奨学金及び第2種特別奨学金）を申請した場合

申 請	一般奨学金 (高校在学)	一般奨学金 (大学予約)	第1種特別奨学金 (大学予約)	第2種特別奨学金 (大学予約)
採 用	採 用 (今年度から貸与開始)	いずれか一つに採用 (来年度から貸与又は給付開始)		

- 併願する場合の提出書類について

- 奨学生採用申請書 - 家庭状況書 - 連帯保証人承諾書兼同意書	申請件数分を提出
- 奨学生推薦書 - 成績証明書 - 課税証明書 又は 課税資料閲覧取得同意書	原本1部を提出

5 選考の流れ、入金時期

	第一次選考	第二次選考	
一般奨学金・第2種特別奨学金	書類審査	—	本人面接
第1種特別奨学金	書類審査	小論文審査	本人面接

第一次選考通過者には面接日時を通知します。

	面接日時の通知	面接の実施	選考結果の通知
在学採用	7月中旬	7月下旬	8月上旬
予約採用	7月下旬	8月上旬から中旬	9月中

- ・ 奨学金は、4月末と8月末の年2回に分けて登録口座へ入金します。
- ・ 在学採用者には、採用年のみ8月末に、当該年度分を一括して入金します。

6 募集人数、貸与・給付月額

	対 象	在学採用	予約採用	貸与・給付 月 額
		対象の学校に在学中で、 今年度から貸与・給付	5年度に対象の学校へ進学 予定で、進学後から貸与・給付	
一 般 奨学金	高校 高専(1～3学年)	10人程度 (うち遺児優先枠 3人程度)	10人程度 (うち遺児優先枠 3人程度)	20,000円
	大学・短大 高専(4・5学年、専攻科)	10人程度 (うち遺児優先枠 3人程度)	20人程度 (うち遺児優先枠 3人程度)	40,000円
	専修学校	5人程度 (うち遺児優先枠 3人程度)		40,000円
第1種特別 奨学金	大学		2人程度	100,000円
第2種特別 奨学金	高校 高専(1～3学年)		15人程度	20,000円
	大学・短大 高専(4・5学年、専攻科)		15人程度	40,000円

※ 高専3学年から高専4学年への進級は、予約採用の対象となりません。

7 その他

- ・ 八戸市奨学金は、他団体の奨学制度と併用できます。
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構（電話 0570-666-301 又は 03-6743-6100）、公益財団法人青森県育英奨学会（電話 017-734-9820）では、家計が急変した学生等を対象に緊急採用を行っていますので、ご活用ください。
- ・ 毎年度末に在学学校へ進級調査を行い、進級していないことが判明した場合は、翌年度の貸与等を停止します。

【申請・お問合せ】 〒031-8686
 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
 八戸市教育委員会 学校教育課（八戸市庁 本館5階）
 電 話：0178-43-9457
 開庁時間：土日・祝日を除く 8時15分から17時まで